

国民健康保険に加入されている皆さまへ

8月1日からご利用いただく **資格確認書** または**資格情報のお知らせ**をお送りします

★お送りした資格確認書または資格情報のお知らせに間違いはありませんか？

今回お送りした書類を一度確認していただき、下記に該当した場合は、お手数ですが役場住民課窓口まで手続きにお越しいただくようお願いいたします。

○既に会社などの健康保険に加入しているのに、資格確認書または資格情報のお知らせが届いた。（国民健康保険資格喪失届の手続きが必要です。会社などから受け取った資格確認書または資格情報のお知らせを持参のうえ、住民課窓口まで届出してください。）

○転出・死亡したのに資格確認書または資格情報のお知らせが届いた。

○住所・氏名・世帯主名などが違う。

マイナ保険証をお持ちでない方には **資格確認書**をお送りします

- ・マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方には、資格確認書が届きます。
- ・資格確認書を医療機関等の窓口に提示することで、これまでどおり受診等ができます。

マイナ保険証利用登録がお済みの方には **資格情報のお知らせ**をお送りします

- ・資格情報のお知らせが届いた方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。
- ・資格情報のお知らせのみで受診等はできませんが、カードリーダーの不具合など何らかの事情により医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合は、マイナ保険証とセットでご提示ください。
- ・マイナ保険証の登録解除をご希望の方は、住民課窓口で申請してください。

裏面もご確認ください

＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ・過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ・突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ・救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定搬送先の病院で活用される

※マイナ保険証を利用するためには、登録が必要です。登録完了の確認はマイナポータルで確認することができます。（住民課でも登録を支援しています）

★限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）をお持ちの方は、改めて申請が必要です

現在、入院等により認定証をお持ちの方は、7月31日をもって有効期限が切れますので、8月1日以降も必要な方は、役場住民課で改めて申請してください。

ただし、マイナ保険証を利用されている方は手続き不要です。

★国民健康保険税の納付には「口座振替」が便利です

国民健康保険税の納付方法について、口座振替を登録することで、納期限までに金融機関などの窓口にお出かけいただくなくても、自動的に指定口座から納付することができ、納付忘れを防ぐことができます。

ご希望の方は、役場または川北町内金融機関にある「口座振替納付依頼書」に必要事項を記入、押印（通帳届出印）のうえ、各金融機関の窓口にご提出ください。

ご不明な点等がありましたら、役場住民課までお問い合わせください。

【問合せ先】

川北町役場 住民課 国民健康保険係

TEL 076-277-1126